



Title	高槻市における母子訪問事業について
Author(s)	小坂, 美也子
Citation	大阪公衆衛生. 2011, 82, p. 11-12
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/83377
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

高槻市における母子訪問事業について

高槻市子ども部子ども育成室子ども保健課

小坂 美也子

はじめに

高槻市は、大阪平野の北東にあって、京都と大阪の中間に位置しており、北摂のベッドタウンとして発展しました。面積は 105.31 平方キロメートル、人口は 358,587 人(平成 22 年 3 月末)、出生数は 3,346 人(平成 20 年)です。

平成 15 年 4 月 1 日に中核市に移行し、保健所が設置され、従来の一次健診を中心とした母子保健事業と府が実施していた未熟児や長期療養児等に関する事業については、保健所健康増進課で一本化され実施することとなりました。平成 20 年の機構改革により、子ども部が創設され、これらの母子保健事業は保健所健康増進課から、子ども部子ども保健課が主管することとなりました。

子ども保健課では、現在、対象者別サポート教室として、らっこクラブ(未熟児教室)、にこにこクラブ(多胎児教室)、ほっこりほっぺ(大阪方式マザーグループ)を実施しています。虐待予防の視点をもって、これらの教室を運営していますが、対象者を把握して、教室の参加に繋げたり、修了後も継続的な支援をするためには、保健師の関わりが重要になってきます。そこで、保健師活動の基本である訪問について、本市の状況を紹介したいと思います。

地区を複数で担当

現在、子ども保健課には常勤保健師が 18 名(うち管理職 2 名)、非常勤保健師が 4 名配属しており、2 か所の保健センターを拠点に母子保健事業を展開しています。保健師は、地区担当と業務担当を併用しており、地区については、市域を 8 地区に分け、1 地区を 2～3 名で受け持つ複数担当制をとっています。複数の保健師が一つの地区を受け持つことの利点としては、人事異動(本市は、保健師が 11 の課に分散配置しています)や産休・育休といった長期の休暇にも比較的混乱なく対処できることが第一に挙げられます。また、各地区にはまとめ役の保健師を位置づけて、リーダーの育成を図っています。

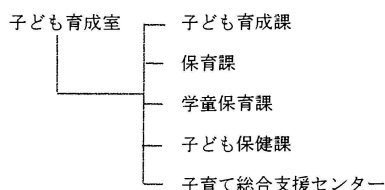
2 名で訪問

今年度より、新規ケースや困難ケースについては、必ず保健師 2 名で訪問することとしています。保健師にとって、訪問は個人技の感覚が強く、当初は戸惑った保健師もいたようですが、1 回の訪問で得られる情報は 1 名より 2 名の方が非常に多く、保健師の思いが強くなりすぎたり、客観的に見られなくなったりすることを防ぐことができます。また、1 名が子どもの相手をしたりしているので、保護者もゆっくり話ができるようです。

ケース検討会

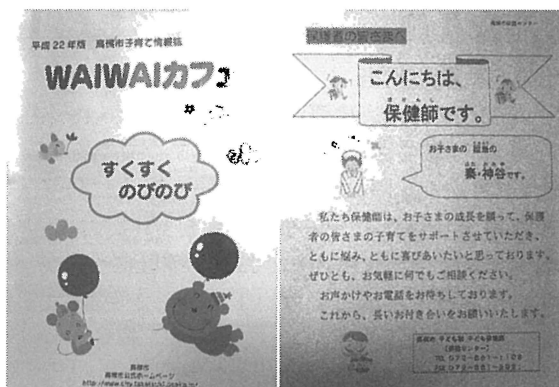
ケース検討会については、課全体で実施することが困難なため、地区ごとで、月に 1 回開催しています。虐待ケースは、他機関との連携を必要とすることが多く、個別対応は地区の保健師が対応しますが、随時、管理職に報告を

高槻市子ども部組織図



して、個人で抱え込まないように、課内でサポートする体制をとります。

また、大阪精神科診療所協会児童虐待防止プロジェクトに所属している精神科医師をアドバイザーに迎え、年に4回、困難ケースの勉強会を各保健センターで開催し、スキルアップを図っています。



子育て支援をする一機関として

本市では、毎年、子育て情報誌「ワイワイカフェ」を作成し、妊娠届けの提出時や転入時に渡しています。情報誌には、つどいの広場等の子育て支援施設、保育所や幼稚園、近所の公園のこと等が掲載されていますが、当課の担当ページには、母子保健情報や予防接種情報の他に、保健師の紹介文を載せています。さらに、4か月児健康診査の案内に地区の担当保健師の名前を紹介したちらしを同封して、保健師のPRをしています。

また、保健センターには、乳幼児健診や予防接種、ママパパ教室や離乳食講習会等、産後ママサポート事業や養育医療、小児慢性特定疾患治療研究事業医療等の申請のために、毎日、多くの乳幼児や保護者が訪れ、保健師と会いますが、子育てのことで困ったことがあったら、保健師に気軽に相談するよう、必ず、一言添えるようにしています。保健センターに、絵本やおもちゃを置いたスペースを設け、子どもを遊ばせながら気軽に相談できるような雰囲気づくりにも努めています。

おわりに

虐待予防には早期（妊娠時）からの関わりが重要あると言われていますが、本市では、母子健康手帳の交付を市民課や支所、行政サービスコーナー、公民館等で行っており、保健師が交付時に面接できておらず、そのため、妊娠届けの際に妊婦アンケートに協力していただき、ハイリスク妊婦や相談事のある妊婦に対して、後日、フォローをしています。

また、件数は少ないですが、医療機関や民生委員等からハイリスク妊婦を紹介されることもあります。

出産後は、新生児訪問や未熟児訪問と、子育て総合支援センターで実施している「こんにちは赤ちゃん事業」が連携することにより、4か月児健康診査までに、8割以上が会えるようになりました。昨年の10月から、「産後ママサポート事業」を実施し、産後5か月未満（他胎児を出産した場合は1年未満）で、産婦の体調不良などにより、家事や育児を行うことが困難な家庭にヘルパーを派遣していますが、ヘルパーから保健師を紹介され、フォローに繋がることもあります。

今後も他機関との連携を大切にしながら、不足しているところは補いながら、きめ細かな支援ができるように努力していきたいと思えます。

